札幌市景観計画の変更に係るスケジュール及びこれまでの意見概要（令和8年度）

令和8年度札幌市景観審議会の年間予定スケジュール

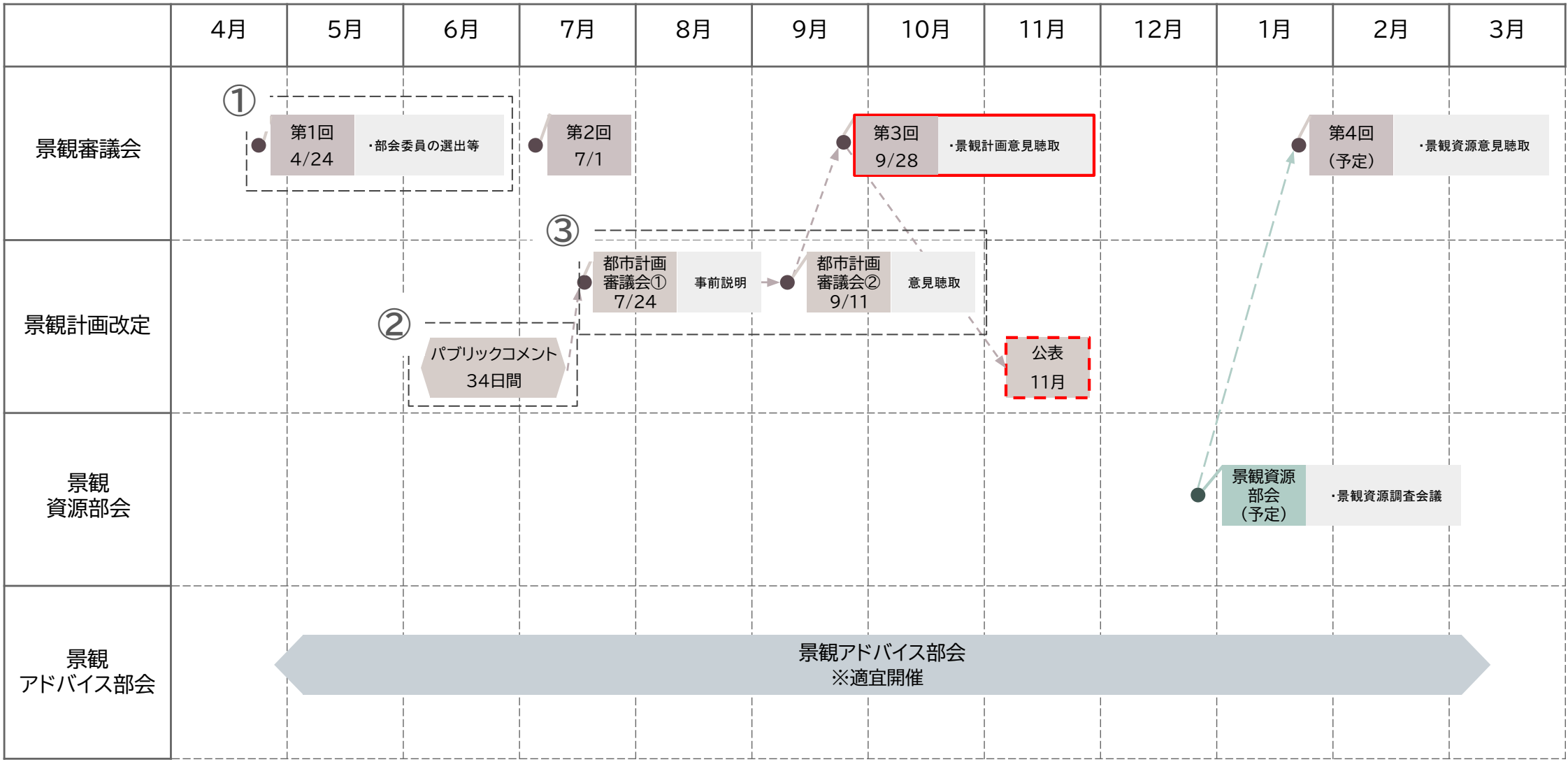

※令和8年度第3回札幌市景観審議会時点での予定であり、今後変更となる場合がございます。

①令和8年度第1回札幌市景観審議会での委員意見

第1回景観審議会では、景観計画素案について報告し、ご意見をいただいた。

分類	ご意見・ご要望	対応
計画案等の わかりやすさについて	景観計画の本体は専門的な冊子になるが、概要版や市民向けの冊子の時には、「書き出し」を是非大事にし、理解しやすいものにしてほしい。 また、文字や図表の大きさ、カラーユニバーサルデザインへの配慮、利用ガイド部分の引用ページの付け方の工夫など、誰もが見やすく理解しやすい冊子としてほしい。	本書の記載内容について、わかりにくい表現や正確ではないものなどについて表現を修正いたしました。 計画の全体像をスムーズにご理解いただけるよう、構成ページについては、イラストを活用し、作成しました。 また、市民の皆様向けには内容を確認いただけるよう、概要版をご用意しています。 使用する色彩は普及啓発の一環として景観色７０色の換算値を活用しております。文字の背景となるものについては薄めの色を使用し、注釈の文字の大きさを可能な範囲で修正しました。
	市民が自分事として捉えられるよう、例えばビジュアルを重視するなど、専門的すぎない柔らかな資料作りとしてほしい。	
	景観計画区域の市街地を４つのゾーンに区分した際の論理について慎重に整理し、記載してほしい。また、その論理が伝わるように「地形断面図」や「ゾーン区分の図」などの記載内容を、凡例の追加を含め精査してほしい。	
	実務者目線では、届け出が必要な条件やスケジュールをパッと見て分かるように工夫してほしい。	届出の要件や必要な手続きなどについては設計者・事業者の傾けに別冊子にまとめて周知してまいります。内容については、直感的に確認できるような記載に努めます。
情報発信について	文化財などの他セクションと景観資源の情報発信がバラバラにならないよう、連動した発信が進むとよいと思う。	情報発信にあたっては、文化財課をはじめ関係課との連携に努めてまいります。
	魅力発信者・部局との連携が大事だと考えており、観光大使という立場からも協力できればと思う。	
デジタルサイネージの コントロールについて	育児当事者の視点からデジタルサイネージ広告のコントロールの内容・手法に注視している。	計画策定後、デジタルサイネージの基準やガイドラインの検討を進めてまいります。検討にあたっては、ご指摘いただいた要素について十分考慮し、取り組みを進めてまいります。
	所属している日本サインデザイン協会でもガイドラインを作る動きがあり、情報共有していきたい。デジタルサイネージ広告は、普通の屋外広告よりも要素が多いこと（光の輝度、遷移速度、広告の中身など）、機材がどんどん進化することを加味してガイドラインを作る予定。	
みどりの保全の 在り方について	今後は、景観上の美しさとしてみどりを残すだけでなく、倒木防止などのための樹木の健全度や、育つための環境改善（植え込みの広さ等）にも着目していきたい。	

②パブリックコメントの意見概要

6月10日(水)から7月13日(月)までパブリックコメントを開催し、9名から18件のご意見をいただいた。

主な意見の概要と札幌市の考え方は以下のとおりです。(令和8年9月28日時点)

該当章	意見の概要	札幌市の考え方
第1章 目的と位置づけ	景観は住民の生活や文化の蓄積によって育まれるものであり、先人の思いを尊重しつつ、場当たり的な経済性を排して住民自らが維持・更新できる街づくりを推進すべきである。	ご意見のとおり、良好な景観は人々の暮らしにより培われた歴史や文化を反映していくことでその魅力が高まるものであり、また、「1-1　計画策定の目的」に記載のとおり、良好な景観はこのまちに暮らしているすべての人たちの理解と様々な取組によって形作られるものであると認識しております。 そのため、「4-2　札幌の良好な景観の形成にあたって目指す姿では、都市の成り立ちを大切にすることや、活動や営みが変化を重ねてまち全体の魅力が高まっていることを「良好な景観の形成にあたって目指す姿」とし、実現に向けた取組を推進していきます。
第3章 札幌の景観の特徴	札幌には、都心部の碁盤の目の街路、方角を示す通りからの山への眺望、豪雪に対応した地下空間など、「札幌らしさ」があった。しかし、近年の高層化によりその個性が失われつつあるため、時代の変化に応じつつも歴史的背景と「札幌らしさ」を確固たる基軸に据えた景観計画としてほしい。	札幌の都市骨格である碁盤の目の街路や、そこから望む山並みへの眺望、雪と共存した街並みなどは、先人から受け継いだ貴重な景観資源であり、次世代へ継承すべき「札幌らしさ」の根幹であると認識しております。本計画の見直しにおいては、都心部の再開発等が進む中でも、主要な視点場からの山並みへの眺望(ビスタ)の創出や、建築物の低層部における歩行者空間の形成、圧迫感の低減などを通じて、「札幌らしさ」をより感じられる景観形成を推進してまいります。
第6章 建築物等の景観誘導に関する取組	屋外広告物等の取組を応援する仕組みは事業者に限定せず、景観向上に貢献する個人や団体の活動も対象に広げるべきである。あわせて、それらの仕組みについては誰もが理解しやすいよう、わかりやすいガイドラインの策定を策定してほしい。	良好な景観形成の推進にあたっては、事業者の皆様のみならず、市民や地域団体の皆様による主体的な取組が不可欠であると認識しております。ご意見を踏まえ、以下のページの記述を修正しました。 6－6　普及啓発(P67) 【変更前】 また、より良いデザインの屋外広告物の掲出を誘導するため、屋外広告物を対象とした表彰制度等といった事業者の取組を応援する仕組みの構築を検討します。 【変更後】 また、より良いデザインの建築物等の誘導や幅広い景観に関する取組の広がりに向けて、屋外広告物を対象とした表彰制度といった事業者や市民の景観形成の向上に貢献する取組を応援する仕組みの構築を検討します。

③都市計画審議会での意見概要

＜都市計画審議会への意見聴取の手続きについて＞

■都市計画区域について定める景観計画については、景観法第8条において、都市計画マスタープランへの適合が規定されており、また、同法第9条にて、計画の策定や変更にあたり都市計画審議会への意見聴取が定められています。

■都市計画審議会に対し、7月24日に事前説明を、9月11日に意見聴取を実施したところ、同審議会としての意見はありませんでした。

■同審議会での主な質問は以下のとおりです。

○事前説明

分類	内容	対応
デジタルサイネージ	デジタルサイネージの規制の対象範囲は景観計画重点区域等に限られるのか。	まずは、市内4地区の景観計画重点区域・景観保全型広告整備地区において、どのような基準やガイドラインにしていくかを広告関連部局と連携して検討してまいります。
実効性	事業者が基準を守らない場合にどのような対応を取っていくことになるのか。	法・条例に基づく勧告や変更命令等の仕組みはありますが、設計者との協議の中で前向きな検討を引き出していく対話型の誘導を行ってまいります。

○意見聴取

分類	内容	対応
*アドトラック広告	アドトラックについて景観計画で規制することができないのか。	アドトラックについては広告物としての在り方や騒音等の様々な点から課題があると認識しております。景観に与える影響についても課題として認識していることから、今後、屋外広告物のガイドライン等の策定にあたっては、アドトラックを含めた広告物の景観配慮について関係部局と協議しながら検討してまいります。
*眺望	重点眺望において、個別の建築物を誘導しても、高層建築物が連なることで山の稜線が見えなくなる恐れがあることから、もっと厳しい内容にしてもよいのではないか。	一律の高さ基準ではなく、景観プレ・アドバイス等の協議を通じて誘導してまいります。景観と土地利用計画制度など都市計画制度の在り方等については引き続き検討を掘り下げてまいります。
外壁の素材	近年、太陽光発電設備を外壁等に設置することが増えていると思うが、色彩だけではなく反射率や素材についての基準はあるか。	反射率等の定量的な数値基準は設けておりませんが、景観形成基準の「素材・色彩」の項目に「周辺との調和を踏まえた素材の選定」について基準を設けており、協議により配慮を促してまいります。

*「アドトラック広告」「眺望」については事前説明時にも同様の質問あり